

(別添3)

令和6年度鳥取県庁インターンシップ受入予定所属一覧

※受入条件(志望職種や専攻等)のある場合がありますので、必ずご確認の上、お申し込みください。
 ※災害対応等により受入内容(業務内容、期間など)を変更したり、受入れを中止する場合があります。
 ※所在地までの公共交通機関がない所属も含まれますので、「その他」を参考に、交通手段を検討した上でお申し込みください。
 ※受入中の現地視察などの庁舎外出は、基本的に公用車へ同乗いただきます。

No.	所属名	所在地	受入可能な業務内容	受入条件 (志望職種や専攻等)	受入期間	受入可能 人数(人)	その他
東部エリア							
1	輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局人口減少社会対策課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・移住定住や関係人口に関する事業の補助 ・移住定住や関係人口、県の魅力発信に係る現地視察など	—	8月19日(月)～ 8月23日(金)	1	—
2	輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局協働参画課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・協働・連携イベント(未来構想キャンプ、ソーシャルイノベーション合宿)の補助 ・県民の日イベントの運営補助 ・地域づくり団体やNPO、SDGs推進に関する事務等の補助	—	8月5日(月)～ 8月9日(金)	1	—
3	輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・観光関連の補助金事務や情報発信の補助 ・観光写真の収集・整理や現地視察など	—	9月2日(月)～ 9月6日(金)	2	—
4	総務部営繕課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・建築(設備)設計の補助(ZEB、バリアフリー化関係) ・工事監理の補助(工事中の現場見学) ・建築物の定期点検、LCCに関する補助	志望職種が「建築」、「機械」又は「電気」である学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～8 月23日(金)	1	・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。 ・LCC(ライフサイクルコスト):建物の計画・設計・施工から、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額を「建物のライフサイクルコスト」という。
5	職員人材開発センター	鳥取市玄好町209	・職員研修会の運営補助(会場・資料準備、当日運営など)	—	8月26日(月)～ 8月30日(金)	1	・自家用車の乗入れ可能です。
6	地域社会振興部市町村課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・主権者教育用副教材作成に係る研究会のための業務補助(情報収集や資料作成など) ・県内市町村への視察など	—	9月2日(月)～ 9月6日(金)	1	—
7	地域社会振興部文化政策課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・県展審査会や高校生短歌大会の準備補助 ・HPやSNSによる情報発信の補助 ・県立文化施設の視察、修繕業務の補助など	—	8月26日(月)～ 8月30日(金)	1	—
8	地域社会振興部文化財局	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・文化財保護(史跡、埋蔵文化財、建造物、名勝、天然記念物、美術工芸品等)の指定、調査、管理、活用及び補助事業などの補助 ・銃砲刀剣類の登録業務の補助 ・史跡鳥取藩主池田家墓所の整備、保存活用に関する業務の補助	志望職種が「学芸員」や「文化財主事」等の文化財関係専門職である学生のみ受入可能です。	・8月19日(月)～ 8月23日(金) ・8月26日(月)～ 8月30日(金) ・9月2日(月)～ 9月6日(金)	1	・埋蔵文化財センター、むきばんだ史跡公園など所管施設との共同受入可能な場合がありますので、希望される方は各施設の受入条件を確認の上、「【例】文化財局(埋蔵文化財センターとの共同受入希望)」のように希望所属を記入してください。
9	東部地域振興事務所	(東部庁舎) 鳥取市立川町6丁目176 (八頭庁舎) 八頭郡八頭町郡家493	・地域づくり支援の現場視察 ・小さな拠点づくりに関する地元協議への同行 ・庁舎管理や危機管理業務、NPO活動支援業務に関する研修 ・地域振興に関する意見交換など	—	9月2日(月)～ 9月6日(金)	1	・県東部庁舎及び八頭庁舎で各数日ずつの受入れを予定しています。(八頭庁舎で受け入れる場合は、東部庁舎から公用車等で移動することを想定しています。) ・自家用車での乗入れ可能です。
10	埋蔵文化財センター	鳥取市国府町宮下1260	・遺物整理(鉄器・木製品保存処理)、活用や展示作業の補助	志望職種が「学芸員」や「文化財主事」等の文化財関係専門職である学生のみ受入可能です。	8月26日(月)～ 8月30日(金)	1	・交通機関(バス)での来所を推奨します。 ・自家用車の乗入れも可能です。
11	生活環境部自然共生社会局自然共生課	(県庁本庁舎) 鳥取市東町1丁目220 (鳥取砂丘レンジャー詰所) 鳥取市福部町湯山2164-661	・希少種や野生鳥獣の保護管理(ツキノワグマの追跡調査等)の補助 ・自然歩道、登山道、鳥取砂丘等の巡視・点検の補助など	応募者多数の場合、志望職種が「林業」である学生を優先しますが、その他の職種を志望する学生も受入可能です。	9月2日(月)～ 9月6日(金)	1	—
12	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	岩美郡岩美町牧谷1794-4	・専門員が行う館内案内や展示解説のガイド内容マニュアル化の補助	応募者多数の場合、理科の教員を目指している学生、地形・地質・地理・生物分野専攻の学生又は博物館学芸員志望の学生を優先しますが、その他の職種を志望する学生も受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	2	・自家用車での乗入れ可能です。
13	商工労働部商工政策課/通商物流課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・SDGs企業認証制度に係る企業訪問 ・BCP(企業の事業継続計画)ワークショップやサプライチェーンCO2排出量見える化普及啓発セミナー・ワークショップの運営補助 ・海外展開支援に係る会議運営支援、関係機関訪問 ・物流の2024年問題への対応に係る啓発活動業務支援など	—	8月19日(月)～ 8月23日(金)	1	—

14	商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・企業向けのとっとりインターンシッププログラムに係る参加促進策の検討、関係者との意見交換 ・就職イベント、企業セミナーの運営補助 ・障がい者雇用に向けた企業訪問など	—	8月26日(月)～ 8月30日(金)	1	—
15	商工労働部雇用人材局 産業人材課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・県の職業能力開発・人材育成に関する事業への若者目線での提案 ・現地視察(産業人材育成センターなど) ・所管イベントの運営補助(実施予定がある場合)	—	8月19日(月)～ 8月23日(金)	1	—
16	農林水産部農業振興局 農地・水保全課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・地域住民を対象とした研修会の企画・運営補助 ・事業パンフレットの作成補助 ・土地改良事業の現場視察など	応募者多数の場合、志望職種が「土木」である学生を優先しますが、その他の職種を志望する学生も受入可能です。	8月26日(月)～ 8月30日(金)	2	—
17	農林水産部森林・林業振興局 林政企画課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・地方機関での業務体験や現地視察 ・先輩林業職員との意見交換会 ・伐木選手審判員育成講習等への参加(日程が合う場合)	志望職種が「林業」である学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	3	・受入期間中に、地方機関において現場実習を行っていただく予定です。
18	農業試験場	鳥取市橋本260	・水稻の生育、収量調査の補助 ・作物体、土壌、病害虫の調査・分析の補助 ・試験実施に伴う作物栽培管理の補助 ・有機・特裁研究ほ場の雑草等調査の補助	志望職種が「農業」である学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	6	・自家用車の乗入れ可能です。 ・野外業務がありますので、作業可能な服装で替替え、タオル等を準備してください。
19	林業試験場	鳥取市河原町福常113	・森林内での樹木や病虫獣害等の調査補助 ・木材の強度や寸法安定性などに関する材質試験の補助	志望職種が「林業」である学生のみ受入可能です。	8月26日(月)～ 8月30日(金)	2	・自家用車の乗入れ可能です。
20	県土整備部 技術企画課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・技術研修等への参加や企画の補助 ・建設産業の担い手確保、魅力発信事業の補助 ・とっとり建設DXや土木施設愛護ボランティア制度に関する業務の補助 ・建設工事現場の視察、その他技術調査や災害復旧業務の補助	志望職種が「土木」である学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	1	—
21	県土整備部道路局 道路企画課/道路建設課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・広報・要望資料等の作成補助 ・道路事業の費用対効果分析や進捗管理に係る資料作成の補助など	志望職種が「土木」である学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	1	—
22	県土整備部河川 港湾局 河川課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・流域治水に係る資料作成の補助、現場確認 ・防災フェスタに係る企画の補助 ・各種広報資料等の作成補助及び現場確認 ・県内土木工事現場の視察	志望職種が「土木」である学生のみ受入可能です。	9月2日(月)～ 9月6日(金)	1	—
23	県土整備部河川 港湾局 治山砂防課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・砂防関係施設の点検調査(ドローン操作補助) ・マニュアル改定作業の補助 ・出前講座、防災教育、墓山診断(住民等への防災意識向上のためのソフト対策)や治山関係事業の業務補助	「土木」、「農業土木」、「林業(森林土木)」又は「環境」などの県土整備行政に関連する職種を志望する学生のみ受入可能です。	8月26日(月)～ 8月30日(金)	1	—
24	県土整備部河川 港湾局 港湾課	鳥取市東町1丁目220 (県庁本庁舎内)	・港湾・漁港の計画・整備・管理に関する業務の補助	志望職種が「土木」である学生のみ受入可能です。	8月26日(月)～ 8月30日(金)	1	—
25	鳥取県土整備事務所	鳥取市立川町6丁目176 (東部庁舎内)	・公共工事(道路、河川等)の発注、監督等に係る業務の補助 ・公共工事の現場見学など	志望職種が「土木」である学生のみ受入可能です。	9月2日(月)～ 9月6日(金)	2	・公共交通機関(バス)での来所を推奨します。
26	八頭県土整備事務所	八頭郡八頭町郡家100 (八頭庁舎内)	・公共工事(道路、河川等)の計画、発注、監督等に係る業務の補助 ・公共工事の現場見学など	「土木」、「農業土木」、「林業(森林土木)」又は「環境」などの県土整備行政に関連する職種を志望する学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	1	・公共交通機関(鉄道、バス)での来所を推奨します。
中部エリア							
27	男女共同参画センター	倉吉市駄経寺町212-5 エースバック未来中心内	・若者の視点での、男女共同参画に関する出前講座の資料作成 ・セミナーの運営補助	—	9月3日(火)～ 9月6日(金)	1	・公共交通機関(バス)での来所を推奨します。
28	中部療育園	倉吉市上井503-1	・通園外来等の療育活動の見学 ・(※医師のみ)外来診療への同席	医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格取得を目指す学生のみ受入可能です。	9月2日(月)～ 9月6日(金)	1	・自家用車の乗入れ可能です。
29	衛生環境研究所 /原子力環境センター	東伯郡湯梨浜町南谷 526-1	・研究、検査のサンプル採取の補助 ・研究、検査の準備や環境学習の補助など	理科系又は環境分野を専攻する学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	1	・自家用車の乗入れ可能です。 ・事前アンケートへの協力をお願いします。

30	園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048	・果樹、野菜、花き等の収穫、調査の補助 ・野菜の病害虫発生調査の補助	応募者多数の場合、志望職種が「農業」である学生を優先しますが、その他の職種を志望する学生も受入可能です。	8月26日(月)～ 8月30日(金)	3	・自家用車の乗入れ可能です。
31	畜産試験場	東伯郡琴浦町松谷606	・牛の飼養管理や牛舎の清掃作業などの補助	志望職種が「畜産」である学生のみ受入可能です。	9月2日(月)～ 9月6日(金)	2	・自家用車の乗入れ可能です。 ・防疫上、庁舎への立入時にミストシャワーを浴びていただきます。
32	栽培漁業センター	東伯郡湯梨浜町石蔵1166	・調査研究の補助や養殖場巡回など	志望職種が「水産」であり、栽培漁業センターの業務に関心のある学生のみ受入可能です。	8月26日(月)～ 8月30日(金)	2	・自家用車の乗入れ可能です。
33	中部総合事務所 県民福祉局 中部振興課	倉吉市東蔵城町2 (中部総合事務所内)	・中部圏域の観光・商工・中山間地域振興関係の現場視察 ・県民の声や広聴、防災・危機管理に関する業務の補助 ・庁舎管理に関する業務の補助など	応募者多数の場合、志望職種が「事務」である学生を優先しますが、その他の職種を志望する学生も受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	1	・自家用車の乗入れ可能です。
34	中部総合事務所 県土整備局	倉吉市東蔵城町2 (中部総合事務所内)	・土石流危険渓流の現地調査、河川・砂防や道路事業に係る計画策定の補助 ・道路・河川・砂防事業の設計、積算、工事現場監督業務の補助 ・用地補償の算定や契約業務の補助、用地測量調査の現地確認 ・道路、河川、海岸現場や土石流危険渓流の現地調査、パトロールなど	志望職種が「土木」である学生のみ受入可能です。	8月26日(月)～ 8月30日(金)	2	・自家用車の乗入れ可能です。
35	東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町八橋212-1	・農業普及活動への同行、現場指導体験	志望職種が「農業」である学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	1	・自家用車の乗入れ可能です。
西部エリア							
36	むきばんだ史跡公園	西伯郡大山町妻木1115-4	・出土品整理(土器の整理・台帳作成等)、活用や維持管理作業の補助など	受入条件に志望職種の要件はありませんが、応募者多数の場合、志望職種が「学芸員」や「文化財主事」等の文化財関係専門職である学生を優先します。	9月2日(月)～ 9月6日(金)	1	・自家用車の乗入れ可能です。
37	食肉衛生検査所	西伯郡大山町小竹1291-7	・と畜検査(食肉検査)や試験検査、外部検証(現場監視)の業務の補助	獣医学又は畜産学を専攻する学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	2	・自家用車の乗入れ可能です。
38	水産試験場	境港市竹内団地107	・購入魚体の解剖測定、データ入力 ・境港での市場調査(アジ、サバ、イワシ類、午前7時頃から) ・第一鳥取丸への乗船調査(ズワイガニ、カレイ類、2泊3日を予定) ・中海等の水温測定など	—	9月2日(月)～ 9月6日(金)	2	・自家用車の乗入れ可能です。 ・船舶(第一鳥取丸)に2泊3日で乗船できる方には、乗船中の食事支給があります。
39	西部総合事務所	米子市花町1丁目160 (西部総合事務所内)	本コースでは、県職員の業務分野を幅広く視察・体験いただきます。 ※昨年度の業務内容(本年度とは異なります) ・サイクリングロードの利活用推進や中山間地域振興に係る会議への参加、業務の補助 ・大山青年の家における受入れ体験 ・消費者行政に関する会議やイベント運営の補助 ・日野地区の県営林・間伐に関する現場視察 ・日野地区の公共施設整備に関する現場視察	—	8月26日(月)～ 8月30日(金)	2	・自家用車の乗入れ可能ですが、駐車台数が少ないため公共交通機関(鉄道、バス)での来所を推奨します。
40	西部総合事務所 環境建築局 建築住宅課	米子市花町1丁目160 (西部総合事務所内)	・管轄工事の現場見学 ・改修工事後の住戸など、県営住宅の団地見学 ・建築関係の許認可業務の研修(確認申請など)	志望職種が「建築」、「電気」又は「機械」である学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	5	—
41	西部総合事務所 農林局	米子市花町1丁目160 (西部総合事務所内)	・作物、野菜・花き、果樹や畜産、その他西部地区の農林業に関する現地研修	志望職種が「農業」又は「畜産」である学生のみ受入可能です。	9月2日(月)～ 9月6日(金)	2	・自家用車の乗入れ可能ですが、駐車台数が少ないため公共交通機関(鉄道、バス)での来所を推奨します。
42	西部総合事務所 米子県土整備局	米子市花町1丁目160 (西部総合事務所内)	・道路など公共土木施設建設現場の視察 ・ICT技術を使った施設管理、施工現場等の体験 ・設計業務や施工管理業務の体験	志望職種が「土木」である学生のみ受入可能です。	8月19日(月)～ 8月23日(金)	3	・自家用車の乗入れ可能ですが、駐車台数が少ないため公共交通機関(鉄道、バス)での来所を推奨します。
43	日野振興センター 日野振興局 農林業振興課 日野農業改良普及所	日野郡日野町根雨140-1 (日野振興センター内)	・県有林や林業の作業現場の視察 ・造林事業や林道工事の現地検査や監督、立会の補助 ・農業普及活動などに関する現地視察 ・ほ場での調査活動の補助	志望職種が「農業」又は「林業」である学生のみ受入可能です。	8月22日(木)～ 8月23日(金)	1	・自家用車の乗入れ可能です。 ・作業着及び運動靴の持参・着用が必要です。
44	日野振興センター 日野県土整備局	日野郡日野町根雨140-1 (日野振興センター内)	・道路など公共施設整備の現場視察 ・設計業務や施工管理業務の体験 ・工事数量や図面(CAD)等の作成補助など	志望職種が「土木」である学生のみ受入可能です。	8月26日(月)～ 8月30日(金)	1	・自家用車の乗入れ可能です。

鳥取県庁インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県（以下「県」という。）が実施する学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、県の機関において就業体験の機会を学生に提供することにより、学生の職業意識の向上及び将来における職業選択に必要な社会経験の習得の一助となること並びに県行政に対する理解の増進を通じて県のイメージの向上を図ることを目的とする。

(実習対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び高等専門学校（大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。）に在籍する学生（高等専門学校の学生にあつては、第4学年以上に在籍するものに限る。以下「学生」という。）とし、次に掲げる基準のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県政に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有する者
- (2) 服務規律を遵守することが確実である者として、大学等が認める者
- (3) 実習中の事故に備えて傷害保険及び賠償責任保険に加入している、又は実習開始日までに加入することが確実である者

(受入れの手続)

第4条 インターンシップにより実習を希望する学生は、別途定める実習申込書（学生用）を在籍する大学等に提出し、この提出を受けた大学等の代表者は、当該学生が前条の基準のいずれにも該当する場合、別途定める実習申込書（大学等用）を鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課長（以下「人事企画課長」という。）に提出するものとする。

- 2 人事企画課長は、前項の申込に対して、インターンシップによる実習の受入れが可能な範囲内で、受入の可否を決定し、その結果を当該大学等の代表者に通知するものとする。

(実習期間)

第5条 この要綱の対象となる実習期間は、7月から9月までの期間内において人事企画課長が定める。

(実習時間)

第6条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認める場合には、実習時間を変更することができる。

(実習プログラム等)

第7条 インターンシップによる実習を行う所属（以下「受入所属」という。）の所属長は、実習の内容、日程等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

- 2 受入所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属の職員の中から実習担当者を指名するものとする。

(報酬等)

第8条 県は、インターンシップにより実習を行う学生（以下「インターンシップ実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地及び滞在地から実習場所までの交通費、実習期間中の宿泊費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(服務規律)

第9条 インターンシップ実習生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

- (2) 県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 実習時間中、鳥取県職員が遵守すべき法令、条例等並びに受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。
- (4) 実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。また、個人情報取扱業務の取扱いについて、別記「個人情報取扱業務特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に受入所属の所属長の承認を得なければならない。
- (6) 病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約書)

第10条 インターンシップ実習生は、別途定める誓約書を、事前に県へ提出しなければならない。また、当該実習生が在籍する大学等の代表者は、この誓約の遵守について指導するものとする。

(実習の中止)

第11条 人事企画課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) インターンシップ実習生が第9条の規定による服務義務に従わない場合その他の実習を継続することが困難であるとき。
 - (2) 地震、台風、水害、感染症のまん延その他やむを得ない事情により、実習を継続することにより県の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- 2 人事企画課長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を当該実習生が在籍する大学等の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第12条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 インターンシップ実習生は、故意又は過失をもって、この要綱の規定に反する行為により、県又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。
- 3 入退庁の途中に生じた事故及び災害については、県の責めに帰さない。

(実習の証明)

第13条 受入所属の所属長は、大学等の代表者から実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

(別記)

個人情報取扱業務特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 インターンシップ実習生は、この要綱に基づいて生ずる業務（以下「業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 インターンシップ実習生は、業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 インターンシップ実習生は、業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 インターンシップ実習生は、業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を、県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 インターンシップ実習生は、業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を、県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 インターンシップ実習生は、業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 インターンシップ実習生は、業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに県に返還するものとする。ただし、県が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 インターンシップ実習生は、業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、県に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(受入中止及び損害賠償)

第9 県は、インターンシップ実習生が個人情報取扱業務特記事項の内容に反していると認めるときは、受入の中止及び損害賠償の請求をすることができるものとする。